

みさと縁結びサポーター企業募集要項

1 目的

地域における少子化対策の強化を図るため、結婚から妊娠、出産、子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を実施することに関して、企業・団体等としてボランティアでお手伝いいただける「みさと縁結びサポーター企業」を募集します。

2 取組内容

【取組例】

- (1) 従業員等への婚活情報等の周知
- (2) 町が実施するイベント等のチラシの掲示
- (3) 従業員が結婚・子育てしやすい職場環境づくり
- (4) 顧客等への婚活情報等の周知 など

3 募集対象

次の要件を全て満たし、結婚紹介を生業としていない町内に所在する企業・団体等（支店、工場等の単位も可）

- (1) 事業の目的に賛同し、活動をボランティアで行えること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び会津美里町個人情報保護条例に規定する内容を遵守できること。
- (6) 現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しておらず、かつ、縁結びサポーターに登録されている間も該当することはないこと。

4 登録申込方法（随時受付）

別紙「みさと縁結びサポーター企業申込書（様式第6号）」と「みさと縁結びサポーター企業誓約書（様式第7号）」に必要事項を記入し、政策財政課へ提出してください。

申込受付後、必要な審査を行い、登録を決定したときは、登録証の交付を行います。

5 登録抹消規定

次の行為があった場合は、登録の抹消をします。

- (1) 誓約書に掲げる各事項に反した場合または虚偽の申告等が判明した場合。
- (2) 疾病その他の事由により活動を継続することができないとき。
- (3) 本人から活動をやめる旨の申し出があったとき。

(4) その他、みさと縁結びサポーターとしてふさわしくない行為があったと認めたとき。

6 留意事項

- (1) みさと縁結びサポーター企業の登録期間は登録した日の属する年度の末日までとしますが、サポーター企業から申出がない限り、翌年度も更新されるものとし、その後も同様とします。
- (2) 町からの報酬や交通費等の支給はありません。活動はボランティア（無償）となります。
- (3) 政策財政課から活動状況等について照会することがありますので、ご了承ください。
- (4) 活動にあたっては、個人情報の管理等に十分留意願います。
- (5) 結婚支援等の取り組みにあたり、その関係者等とのトラブルが生じても、町は一切の責任を負いません。

7 お申込・お問合せ先

みさと縁結び応援センター（会津美里町子育て支援センター内）

TEL 0242-93-7470

政策財政課人口減少対策係

TEL 0242-55-1171